ウ　次の(ア)及び(イ)に該当するもの
(ア)　連続して10時間以上自律的に潜航することができるように設計したもの
(イ)　潜航可能な距離が25海里以上のもの
(2)　無人式であり、かつ、繋索式の潜水艇であって、1,000メートルを超える水深で使用することができるように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの
ア　直流の推進電動機又はスラスターを使用して、独力で潜航することができるように設計したもの
イ　光ファイバーによってデータを送受することができるもの
(3)　無人式であり、かつ、繋索式でない潜水艇であって、次のいずれかに該当するもの
ア　あらゆる地形に対して自動的に針路を決定することができるように設計したもの
イ　音波によってデータ又は指令を送受することができるもの
ウ　光伝送の方式によって1,000メートル以上の距離でデータ又は指令を送受することができるもの
(4)　潜水艇に使用することができるように設計した自動制御装置であって、航法データを使用し、かつ、サーボ制御方式であるもののうち、次のいずれかに該当するもの
ア　水中のあらかじめ定められた点を中心とする半径10メートルの水柱内に潜水艇を移動することができるもの
イ　水中のあらかじめ定められた点を中心とする半径10メートルの水柱内に潜水艇を保持することができるもの
ウ　海底又は海底下にあるケーブルに沿って移動する際に、ケーブルから10メートル以内に潜水艇を保持することができるもの
(5)　有人式であり、かつ、繋索式の潜水艇であって、1,000メートルを超える水深で使用することができるように設計したもの
52　大気から遮断された状態で使用することができる動力装置であって、次のいずれかに該当するもの
(1)　ブレイトンサイクルエンジン又はランキンサイクルエンジンであって、次のいずれかに該当するもの
ア　循環する排気から一酸化炭素、二酸化炭素及び微粒子を除去することができるように設計した装置を有するもの
イ　単原子で構成される気体を利用することができるように設計した装置を有するもの
ウ　10キロヘルツ未満の周波数の水中ノイズを減少させることができるように設計した防音装置若しくはエンクロージャ又は衝撃を緩和することができるように設計した装置を有するもの
エ　反応生成物を圧縮又は燃料として再生することができ、反応生成物を貯蔵することができ、かつ、100キロパスカル以上の圧力下で反応生成物を排出することができるように設計した装置を有するもの
(2)　ディーゼルエンジンであって、次のアからエまでの全てに該当するもの
ア　循環する排気から一酸化炭素、二酸化炭素及び微粒子を除去することができるように設計した装置を有するもの
イ　単原子で構成される気体を利用することができるように設計した装置を有するもの
ウ　10キロヘルツ未満の周波数の水中ノイズを減少させることができるように設計した防音装置若しくはエンクロージャ又は衝撃を緩和することができるように設計した装置を有するもの
エ　燃焼生成物を断続的に排出することができるように設計した装置を有するもの
(3)　出力が２キロワットを超える燃料電池であって、次のいずれかに該当するもの
ア　10キロヘルツ未満の周波数の水中ノイズを減少させることができるように設計した防音装置若しくはエンクロージャ又は衝撃を緩和することができるように設計した装置を有するもの
イ　反応生成物を圧縮又は燃料として再生することができ、反応生成物を貯蔵することができ、かつ、100キロパスカル以上の圧力下で反応生成物を排出することができるように設計した装置を有するもの
(4)　スターリングサイクルエンジンであって、次のア及びイに該当するもの
ア　10キロヘルツ未満の周波数の水中ノイズを減少させることができるように設計した防音装置若しくはエンクロージャ又は衝撃を緩和することができるように設計した装置を有するもの
イ　100キロパスカル以上の圧力下で反応生成物を排出することができるように設計した装置を有するもの
(5)　スクリュープロペラの推進力の向上又はその水中ノイズの減少を図るために末広ノズル及び整流ベーンに関する技術を用いた装置であって、出力が2.5メガワットを超えるもの
53　ガスタービンエンジンのブレード、ベーン又はチップシュラウドを製造するための装置又は工具であって、次のいずれかに該当するもの
(1)　一方向性凝固又は単結晶の鋳造のための装置
(2)　鋳造用に設計されたコア、シェル又はこれらを組み合わせたものであって、耐熱金属製のもの又はセラミック製のもの
(3)　一方向性凝固又は単結晶の積層造形を行う装置
54　高速で積層造形を行う装置
55　排水量が1,000トン以上の船舶に使用することができる防音装置であって、次のいずれかに該当するもの
(1)　ディーゼルエンジン、ディーゼル発電機、ガスタービンエンジン、ガスタービン発電機、推進電動機又は減速装置から発生する500ヘルツ未満の周波数の音響又は振動を減少するもののうち、複合型の防音台からなり、かつ、中間のマスの重量がその上に設置される装置の重量の30パーセントを超えるもの
(2)　排水量が1,000トン以上の船舶に使用することができる防音装置又は磁気軸受であって、伝動装置に使用できるように設計したもの
56　航空機用のガスタービンエンジン（次の(1)及び(2)に該当するものを除く。）
(1)　１以上の国際連合加盟国の航空当局が証明したもの
(2)　民生用有人航空機の動力供給用ガスタービンエンジンであって、１以上の国際連合加盟国の航空当局から次のいずれかの文書を発行されたもの
ア　型式証明
イ　型式証明と同等の文書であって、国際民間航空機関の承認を受けたもの
57　繊維を使用した成型品（半製品を含む。以下この号において同じ。）であって、次の(1)又は(2)に該当するもの（次の(3)又は(4)に該当するものを除く。）
(1)　70に該当する繊維又はプリプレグ若しくはプリフォームを使用した成型品であって、有機物をマトリックスとするもの
(2)　次のいずれかに該当する繊維を使用した成型品であって、金属又は炭素をマトリックスとするもの
ア　炭素繊維であって、次の(ア)及び(イ)に該当するもの
(ア)　比弾性率が10,150,000メートルを超えるもの
(イ)　比強度が177,000メートルを超えるもの
イ　70(3)に該当するもの
(3)　民生用に設計されたスポーツ用、自動車用、工作機械用及び医療用の成型品
(4)　民間航空機の補修のための成型品（炭素繊維にエポキシ樹脂を含浸したものに限る。）であって、次のすべてに該当するもの
ア　面積（最大投影面積をいう。）が１平方メートル以下のもの
イ　１辺の長さが2.5メートル以下のもの
ウ　幅が15ミリメートルを超えるもの